

## （1）県内医療機関の状況（令和5年1月末時点更新）

### ○特定労務管理対象機関（特例水準）の指定について申請意向がある医療機関

- ・令和4年6月～8月にかけて実施した調査において申請の意向があった7医療機関に対して、11月～12月にかけて直接訪問し、詳細な状況や課題について再度聞き取りを実施
- ・聞き取りにより課題を把握し、社会保険労務士を派遣し宿日直許可の申請手続きを支援するなど、必要な支援を実施
- ・上記の結果、現時点で申請意向がある医療機関数は以下のとおり

前回 (R4.9月末時点)	⇒	今回 (R5.1月末時点)	(減少理由)	3医療機関において宿日直許可を取得済み又は取得予定により、 特例水準の指定が不要となる見込みのため減少
7		4		

### ○上記以外の医療機関

- ・以下のとおり、取組みに対する課題や進捗状況の確認に関する照会を実施し、取りまとめ中

- ◇特例水準の指定について、申請の必要性や検討状況を再確認
- ◇時間外勤務（兼業・副業を含む）の把握状況
- ◇時間外勤務（兼業・副業を含む）が最多と見込まれる医師の時間数
- ◇宿日直許可の取得状況、申請の進捗状況

- ・支援要請があった医療機関に対しては、社会保険労務士を派遣し宿日直許可の申請手続きを支援するなど、必要な支援を実施

## （2）今後の対応

- ・令和6年4月の医師に対する時間外労働の上限規制適用に際し、法令違反となる医療機関が生じることのないよう、県内医療機関の状況を引き続き確認するとともに、宿日直許可申請や時間外勤務の把握について最優先で支援を継続する。
- ・特例水準の申請意向がある医療機関については、円滑な申請・指定が行われるよう、随時準備状況等を確認する。